

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律案参照条文

目次

○ 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）（抄）	1
○ 保険業法（平成七年法律第百五号）（抄）	1
○ 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）（抄）	1
○ 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）（抄）	1

○新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）（抄）

附 則

（新型コロナウイルス感染症に関する特例）

第一条の二 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。第三項において同じ。）については、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律（令和二年法律第四号。同項において「改正法」という。）の施行の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日までの間は、第二条第一号に規定する新型インフルエンザ等とみなして、この法律及びこの法律に基づく命令（告示を含む。）の規定を適用する。

2・3 省 略

○保険業法（平成七年法律第五号）（抄）

（定義）

第二条 省 略

2・4 省 略

5 この法律において「相互会社」とは、保険業を行うことを目的として、この法律に基づき設立された保険契約者をその社員とする社団をいう。

6・42 省 略

○投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）（抄）

（定義）

第二条 省 略

2・11 省 略

12 この法律において「投資法人」とは、資産を主として特定資産に対する投資として運用することを目的として、この法律に基づき設立された社団をいう。

13・25 省 略

○資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）（抄）

(定義)

第二条 省略

2 省略

3 この法律において「特定目的会社」とは、次編第二章第二節の規定に基づき設立された社団をいう。

4 省略